## (別表)

## 補助金の分類について(案)

補助金については次のとおり分類し、見直しを図る。

1制度的補助	①国、県等の制度に基づき補助するもの	ない声(マナン・コン
		各制度に定める基準による。
	②市が条例等により定めた基準に基づいて補助	このとき、国や県等の制度に伴
	するもの	うものは、合理的な理由がない限
	③他の市町との協議によって補助するもの	り、原則として「上乗せ補助」は
		行わない。 また、国や県等の制
		度が終了したときは、原則合わせ
		て市の補助も終了することとす
		る。
2団体運営費補	団体等が行う事業に公益性があると認められる	団体運営に必要な基礎的経費
助	ものに対し、その団体等の運営に必要な基礎的経	とし、原則、補助対象経費の2分
	費を補助するもの	の1以下の額、又は、あらかじめ
		定めた限度額以内の額のいずれ
		か低い額とする。
3事業費補助		
(1) 事業費補助	市が施策を推進するために動機づけや奨励、ま	原則、補助対象経費の2分の
	た行政目的を達成するために市が取り組むべき事	1以下の額、又は、あらかじめ定
	業、関与すべき事業に対して補助するもの	めた限度額以内の額のいずれか
		低い額とする。
(2) イベント等	市も実施主体の一員として実施するイベント等	さらなる自主財源の確保、経費
補助	に対して補助するもの	の節減により補助金の減額に努
		める。また、補助という趣旨から
		繰越金が発生しない額とする。
(3) 公益事業補	 団体等が行う事業で特に公益性が高い事業に対	原則、補助対象経費の10分の
助	して補助するもの	10以下の額とする。ただし、公
		益性が高く、本来市が自ら負担
		し、実施すべき事業とする。
4利子補給・元利助	借入金に係る利子等に対して補助するもの	それぞれの要綱等で定める額
成等		または率とする。